

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
12月7日
(金曜日)

目次

告示

保安林の指定施設要件を変更する旨の通知の内容及び掲示場所（森林整備課）……………一

柳井都市計画道路事業の認可（都市計画課）……………一

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正（物品管理課）……………二

公告

山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催（環境政策課）……………二

教委告示

山口県指定有形文化財の指定……………二

選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正（三件）……………三

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正（二件）……………三

山口県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。



平成二十四年十二月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容及び要旨

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所……………保安林として指定された目的

美祢市秋芳町別府字多々良一〇二七……………水源の涵養

二〇七六の一……………立木の伐採の制限並びに植栽の方法及び樹種

住森林所氏名又は名称……………大阪府豊中市寺内二丁目三番一三の五〇号 萬代 徹文

二 通知の内容及び掲示場所

一 通知の内容及び要旨

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所……………保安林として指定された目的

萩市大字福井下字金峰二三五の三……………土砂の流出の防備

住森林所氏名又は名称……………立木の伐採の限度

住森林所氏名又は名称……………立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種

住森林所氏名又は名称……………立木の伐採の限度

二 通知の内容及び掲示場所

山口県告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十四年十二月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 施行者の名称

山口県知事 山本 繁太郎

柳井市

二 都市計画事業の種類及び名称

柳井都市計画道路事業三・四・六古開作線

柳井都市計画道路事業三・五・六向地線

三 事業施行期間

平成二十四年十二月七日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

柳井市南町七丁目及び古開作

山口県告示第四百八十三号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十四年山口県告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月七日

山口県知事 山本 繁太郎

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「電気」を「電気 統合原子力防災ネットワーク用通信機器」に改める。



（五九三）山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例（平成十年山口県条例第三十七号）第四十三条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十四年十二月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 日時、場所等

日 時 場 所 収容人員

平成二五、一、九 山口県長門健康福祉センター 三〇人程度

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 電源開発株式会社

氏名 北村 雅良

所在地 東京都中央区銀座六丁目一五番一号

三 対象事業の名称、種類及び規模

名称 長門風力発電所設置事業

種類 発電所の設置

規模 二千キロワット 一九基

四 対象事業実施区域

長門市日置上、日置蔵小田、日置中、日置野田、油谷後畑、油谷蔵小田及び油谷津

黄

五 公述の申出手続

（一）公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、平成二十四年十二月二十日までに、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面（以下「公述申出書」といふ。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三三八五〇一）山口県環境生活部環境政策課に提出してください。

（二）公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定します。

（三）公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。

（四）（二）及び（三）に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

六 その他

（一）公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。

（二）公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課（電話〇八三一九三三―二九三三）にしてください。



山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、

次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十四年十二月七日

山口県教育委員会

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
吉田松陰関係資料(松陰神社伝来)	三二一点	萩市大字椿東一五三七	宗教法人松陰神社



山口県選挙管理委員会告示第百二十二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第八十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「ケアハウス長府さわやか園」を「長府ケアハウス」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第百二十三号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十五年山口県選挙管理委員会告示第三十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「有料老人ホームさわやか昇陽館」を「有料老人ホーム昇陽館」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第百二十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成二十一年山口県選挙管理委員会告示第七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「有料老人ホームさわやか昇陽式番館」を「住宅型有料老人ホーム昇陽式番館」に改める。



山口県公安委員会告示第五十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月七日

山口県公安委員会

表山口県下松警察署の部下松駅前交番の項位置の欄中「大字西豊井」を「新川一丁目」に改め、同項所管区の欄中「中市、樋ノ上」を削り、「桜町三丁目」の下に「中市一丁目、中市二丁目、駅南一丁目、駅南二丁目、新川一丁目、新川二丁目、新川三丁目、新川四丁目」を加える。

山口県公安委員会告示第五十二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十四年十二月十三日から施行する。

平成二十四年十二月七日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部広瀬幹部交番の項の次に次のように加える。

岩国錦帯橋 空港警備派 出所	岩国市旭町 三丁目
----------------------	--------------

平成二十四年十二月七日印刷

発行人所

山口県知事庁